

〈総説〉

グローバル社会における国際看護教育の必要性和今後の展望

鈴木江三子¹⁾・熊谷 桂子¹⁾・西内 裕美²⁾
楠 秀徳²⁾・藤井ひろみ¹⁾・大橋 一友¹⁾

1) 大手前大学国際看護学部 2) 大手前大学

要約

21世紀に入って、日本政府は超少子高齢社会に対応するための労働力の確保と、経済成長のための外国人観光客の増加をグローバル戦略として行っている。その結果として、日本の外国人労働者数や外国人旅行者数は急激に増加し、日本社会は多様な人々が暮らすグローバル社会になっている。しかし、多様な文化が共存している社会が急激に形成されたため、日本人とは異なる社会的、歴史的、文化的背景を有する人々への医療サービスはまだ不十分である。また、日本人は外国語を使用することが不得意であり、外国人が異国である日本で暮らすときに感じる葛藤、文化の相違や社会システムを十分に理解していない。その結果として、多くの外国人患者は大きなストレスを感じている。これらの課題を解決するためには、看護教育において外国人のこうした状況を理解できるグローバル人材としての看護職を育成することが重要である。このような看護師が医療職と外国人患者との円滑なコミュニケーションを促すことによって、外国人患者が適切な医療を受けることができると考える。

本稿では、日本におけるグローバル社会の様相とそこに内在する健康課題を検討する。また、看護系大学におけるグローバル人材育成に向けた国際看護教育の現状を概観し、今後求められる国際看護教育の展望について考察する。

キーワード：国際看護、グローバル社会、健康課題、看護教育、今後の展望

Prospects of Global Nursing Education in a Global Society

Abstract

In the 21st century, the Japanese government's global strategy is to secure a labor force to cope with a very low birthrate and aging society, and to increase foreign tourists for economic growth. As a result, the number of foreign workers and travelers in Japan has increased dramatically, so Japanese society has become a global society with a diverse population. However, because of the rapid formation of a society in which diverse cultures coexist, medical services for people with social, historical, and cultural backgrounds different from those of the Japanese are still inadequate. In addition, Japanese are not proficient in the use of foreign languages and do not fully understand the struggles that foreigners feel when living in a foreign country, and the culture and social systems of foreigners, resulting that many foreign patients experience great stress at medical institutions. To solve these problems, it is important to foster nurses as global human resources who can understand these situations of foreigners in nursing education. By facilitating smooth communication between medical professionals and foreign patients by these nurses, we believe that foreign patients will receive appropriate medical care.

This paper provides an overview of global society in Japan and the health issues inherent in it. In addition, the status of international nursing education at nursing colleges for the development of global human resources will be reviewed, and the prospects of global nursing education required will be discussed.

Keywords: Global Nursing, Global Society, Health Issue, Nursing Education, Prospects

I 緒言

21世紀に入り、日本における超少子高齢社会に向けた労働力確保と、経済成長戦略として始まった観光立国のグローバル戦略により、外国人労働者数及び外国人旅行者数は急激に増加し、今では日本社会の様相は多様な人々が暮らすグローバル社会になったといえる。しかし、その一方で、急進した多様な文化の共存に対して、様々な社会的、歴史的、文化的背景を有する人々への医療、福祉や看護を提供するサービスは、まだまだ充実しているとはいえない(李, 2004)。人々の生活に最も身近な医療機関では、一番患者に寄り添う筈の看護職のグローバル対応は喫緊の課題である。

本稿では、日本におけるグローバル社会の様相とそこに内在する健康課題、及び看護系大学におけるグローバル人材育成に向けた国際看護教育の現状を概観し、今後、求められる国際看護教育の展望について考察する。

II 日本におけるグローバル社会の動向と課題

1. 日本におけるグローバル社会の様相

日本における超少子高齢社会の到来を背景に、より強い経済成長を図る分野として観光資源が重要視され、2002年6月25日、「経済財政運営と構造改革に関する方針2000」が閣議決定し、経済活性化戦略のアクションプログラムの1つとして観光産業の活性化・休暇の長期連続化が挙げられた。その中で国土交通省は外国人旅行者の訪日を促進する「グローバル観光戦略」を策定し、2006年12月13日には「観光立国推進基本法」を成立させた。この法律が成立したことにより、21世紀の日本における経済社会発展のために、訪日外国人旅行者の誘致は必要不可欠な重要政策として位置付け、本格的な国際交流の進展を視野に観光立国の実現に向けて外国人旅行者の誘致に向けた活動が推進した。

その結果、日本における訪日外国人旅行者数は2006年の733万人から2019年には3,188万人(日本政府観光局, 2022)と4倍以上増加し、コロナ禍の特殊な状況は別として、今後も外国人旅行者数の獲得に向けた誘

致戦略は継続、強化されていくのは自明のことである。

他方、政府は深刻な人手不足に対応するため、2019年4月に、改正出入国管理・難民認定法を施行し、特定技能1号と特定技能2号という新しい在留資格を新設した。この改正法により、今までは許容しなかった単純労働分野でも外国人労働者を正式に受け入れることを可能としたのである。

その結果、外務省在留外国人統計(法務省, 2021)によると、2020年3月末の在留外国人数は2,887,116人であり、1995年末の136万人から25年間で約2倍に増加した。在留外国人の構成比は永住者(807,517人)(28.0%)、技能実習生(378,200人)(13.1%)、特別永住者(304,430人)(10.5%)、技術・人文知識等(283,380人)(9.8%)、留学生(280,901人)(9.7%)等となり、20歳代の若い働き手が多くなっていると報告されている(小松, 2022)。国籍(出身地)別には、中国(778,112人)(27.0%)、ベトナム(448,053人)(15.5%)、韓国(426,908人)(14.8%)、フィリピン(279,660人)(9.7%)、ブラジル(208,538人)(7.2%)、ネパール(95,982人)(3.3%)となっており、このうちベトナム人、ネパール人はこの10年間で急増している。また、出入国在留管理庁の「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」(法務省, 2022)によれば、外国人労働者数は172万4,328人であり、総人口の2.29%を占め、今後も更に大幅な増加が予想されている(図1)。

指宿(2020年)は急増する外国人労働者の実態について、外国人労働者の特徴的な傾向を報告している。つまり増加が著しいベトナム人は「技能実習」が45.1%、「資格外活動(留学)」が38.1%である。次いで増加率が高いインドネシア人は「技能実習」が60%、ネパール人は「資格外活動(留学)」が54.6%を占め、これら3か国の多くは技能実習と留学資格で単純労働者の労働力確保の手段として活用されているという。なかでも、「技能実習制度は強制労働や人身取引の危険が指摘され、人権侵害の事例の報告が後を絶たず、国内外から厳しい批判を受けている状況である」と指摘している。また、清水(2021)は、外国人技能実習生は日本の気候風土に起因する健康問題、仕事、環境の変化、既往症の発症があり、それらの対処行動としては母国の医薬品の使用、セルフケアによる健康状態の改善、信頼できる人への相談、医療機関の受診があると報告している。さらに、辻村(2020)は、外国人

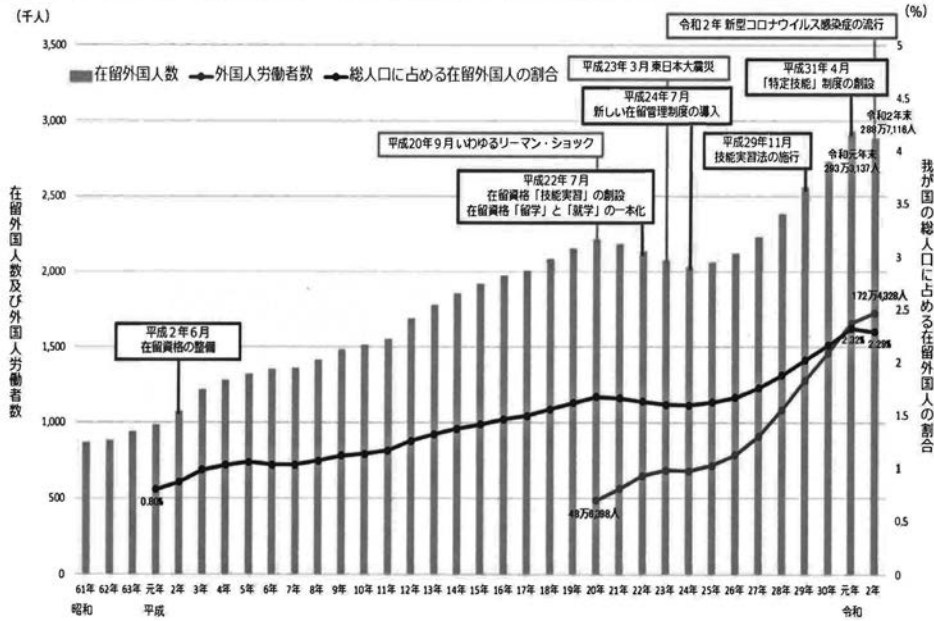


図1. 在留外国人数及び外国人労働者数の推移

技能実習生の健康や生活上の課題としてコミュニケーションの問題、生活や文化の相違に起因する問題、労働環境の問題、人権にかかわる問題を明らかにし、中でもコミュニケーションの問題は生活、受診、対人関係、職場の場面に発生することを明らかにした。

よって、外国人労働者とその家族を包摂するグローバル社会では、疾病構造の変化や食生活を含むライフスタイルの多様化によって、個人の健康に影響を与える家族の形や社会の様相が変化し、それに伴って医療へのニーズも多様化していることを理解した上で、多職種と連携しながら看護をすることが求められている。

2. グローバル社会に内在する健康課題

前述した技能実習生の深刻な状況以外に、日本での生活や労働は様々な健康課題の誘因になっていることが推察できる。短期間に急増したベトナム人やインドネシア人、またはネパール人などのコミュニティは十分に成熟しておらず、相互扶助のサポート体制が構築できていない。そのため生活環境、価値観、文化、宗教等が異なる日本の社会において暮らすことは普段の生活そのものがストレスの連続である（平野（小野），2003）。

確かに、日本で長く暮らす在外外国人は日本人と同じ生活を共有し、価値観を理解しているため、日本人

の発する言葉がもつ概念や意味を理解する可能性は高く、双方の意思疎通は比較的容易であろうと推察できる。しかし、急増している技能実習生の様に、日本語が話せなくても単純労働者として労働に従事する場合は、生活すべてにおいて意思の疎通に困難感をもち、それによって生じる誤解や人間関係構築への努力による心理的ストレスは甚大であることが予測される。また、健康を害して医療機関を受診しても、日常会話にはない専門用語が使用され、医師の病状説明を理解するには、より一層の困難感を伴うのである。なかでも、外国人労働者の家族として来日した女性の出産、親役割の獲得、子育てへの支援や、二つの国の価値観が交錯するなかでの子どもの自己アイデンティティ確立への支援など、外国人労働者やその家族に対する健康支援はまだ大きな課題となっている（山下，2012）。加えて、平野（2003）は、急増する在日外国人の身体的・精神的健康障害に関連する社会的・経済的要因を分析し、特に、母子保健では在日外国人は早産や妊娠中毒症などの異常分娩が多く、日本人と比較した時の死産率・乳幼児死亡率の高さ、飛込分娩の多さなど日本人に比べて周産期リスクが高く、在日外国人への母子保健の充実の必要性を指摘している。

この他、文部科学省総合教育政策局国際教育課の「外国人児童生徒等教育の現状と課題」（文部科学省，2021）では、不就学の可能性がある外国人の子どもの数を22,488人と算出しており（表）、これらの子ども

調査基準日：原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

- I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数)123,830人
- II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)
- III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数					計(人)	⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		①義務諸学校	外国人学校等	③不就学	④出国・転居(予定含む)	⑤就学状況確認できず		
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍しているも、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。
 ※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

表 外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

は深刻な健康被害に直面している可能性が高いと考えられ、これらの課題に対応できる人材の養成は喫緊の課題である。

II グローバル人材育成に向けた看護教育の動向と課題

1. 大学におけるグローバル人材育成に向けた取り組み

急速に変化するグローバル社会を背景に、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日付)は、大学教育に7つの機能を達成目標とすることを提唱した。すなわち「1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」を大学教育の指針として推奨した。そして、2011年、グローバル人材育成推進会議の「グローバル人材育成推進会議中間のまとめ」では、グローバル人材育成教育に求められる項目として、相互理解力、価値創造力、社会貢献意識などが記載され、グローバル人材を構成する3つの要素として、①言語力、②主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、③異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティが明示された。なかでもグローバル人材としての語学力は初級から上級までが段階的(1. 海外旅行会話レベル、2. 日常生活会話レベル、3. 業務上の文書・会話レベル、4. 二者間折衝・交渉レベ

ル、5. 多数者間折衝・交渉レベル)に示された。

その後、2012年の「グローバル人材育成推進事業」では、「若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化を基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し、活躍できる人材育成の実現に向けて取り組む」ことが奨励された。さらに、2014年の「スーパーグローバル大学創成支援事業」では、「徹底した大学改革と国際化を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する」との目標のもとに、成果指標として大学間協定に基づく派遣や日本人学生数や外国語力の基準を満たす学生数割合の増加があげられた。すなわち、やがて到来するグローバル社会に向けて、国際的に通用する人材育成が大学教育に課せられたのである。

2. 看護系大学におけるグローバル人材としての取り組み

中央教育審議会答申を受けて、看護教育にもグローバル人材育成に向けた取組が始まった。2011年の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」では、グローバル社会への看護学教育の対応として、あらゆる健康レベルの利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな人材養成の必要性が明示された。また、2017年の「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会)では、「国際社会・多様な文化における看護職の役割」として、グローバル化によ

り増加する定住外国人に対する看護実践や、国境を越えた看護実践の学びが必要不可欠として示唆された。さらに、2017年7月5日に発表された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」では、看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力の中で、「国際社会・多様な文化における看護職の役割」が挙げられた。そのねらいは「国際社会・多様な文化における看護職の役割について学ぶ」であり、学習目標は、①国際社会における医療・看護の現状と課題について理解できる、②多様な文化における看護職の役割について学ぶ、③国際社会、日本における文化の多様性の拡大を踏まえ、今後の看護職に求められる役割や責任について考察できる、が述べられている。

このように社会のグローバル化に伴い、看護職のグローバル人材養成は重要なテーマであり、看護職のグローバル人材養成を推進するために、各看護系大学において新たな国際看護教育の取り組みが展開されたのである。

蛭田ら（2017）は、日本の看護系大学256校を対象に、各大学における国際看護教育の実態調査を行い、90校からの回答を分析している。その結果、全ての看護系大学で国際看護学について教授されていたが、科目担当教員は国際協力の経験がある外部講師による講義が多く、今後、国際看護を理解するうえで学習効果の高い海外研修が望まれると指摘している。また、木原ら（2014）は、グローバル人材としての看護教育の基盤はグローバルな視野を持つ看護専門職の育成、多様化できる看護教育学、専門的能力を伸ばす教育、人々の生命と健康を守る看護専門職の役割であり、その基盤はグローバル意識、つまり世界的視野をもった将来国内外で活躍できる看護師の育成が必要であると示唆している。加えて、奥川（2021）は、国際看護学の先進的な教育の取り組みは外国人講師・学生の招聘、遠隔授業の導入、1年次開講・必修科目の位置づけであり、その成果は、異文化や外国人当事者の理解、学習意欲の向上、看護師のキャリアアップの意識向上であったと報告している。

他方、辻村ら（2022）は、国際看護学に関する教科書の構成要素を分析し、国際看護学の構成要素は広範囲であり、著者によって内容が異なることから、今後、国際看護で教授する内容についてその枠組みを構築する必要があると考察している。

著者らは、看護系大学におけるグローバル人材育成

の動向を受けて、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく教育を提供するのみならず、グローバル育成推進会議が提唱したグローバル人材の定義に基づく、より高度な能力を獲得させるため、2019年4月に大手前大学に日本で初めてとなる国際看護学部を開設した。国際看護学を「個人・集団・地域がもつ異なる文化や多様性を理解・尊重し、それぞれがもつ文化に考慮した看護実践の学問」と定義づけ、入学時から卒業までの4年間を通して、国際看護学概論を導入とし経年的に国際看護演習Ⅰ～Ⅲ、国際看護学実習Ⅰ～Ⅲを積み上げ学びの強化を図っている。特に、4年次には希望者の中から選抜した10名を対象に、海外での統合看護学実習を展開し、グローバル人材としての資質を育成する教育を実践してきた。そして、卒業時には国際社会における医療・看護の現状と課題や多様な文化における看護職の役割について理解し、国際化した日本で活動できる能力を獲得させる。同時に、国内外での看護職の広範囲な活動の場を知ることで、自身のキャリアパスを卒業後に形成できる能力を獲得させるための教育の工夫を行ってきた。

しかしその一方で、急速に変化するグローバル社会の中で、多様性のある個人・集団・地域を対象にした看護実践を提供するためには、対象がもつ文化によって醸成された価値観や行動規範を基盤としたミクロの視点による異文化理解を考慮した看護実践だけでは不十分であり、対象を取り巻く文化的、社会的、環境的要因を洞察し、健康問題に影響を与えている諸要因を明らかにしようとするマクロな視点からの研究的思考が必要である（図2）。そのためには、保健医療領域にとどまらず政治、経済、社会、教育、文化等のあらゆる状況や事象に内在する疾病構造や健康課題に影響を与える諸要因を顕在化させる研究力と、その健康課題の解決に向けて多職種と連携しながら対象の文化に沿った看護を具現化できる専門性のある看護実践力を有する高度な人材育成が急務である。

Ⅲ 看護系大学における国際看護教育の今後の展望

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成17（2005）年9月）では、今後の大学院教育の基本的な考え方として、大学院教育の実質化と国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化

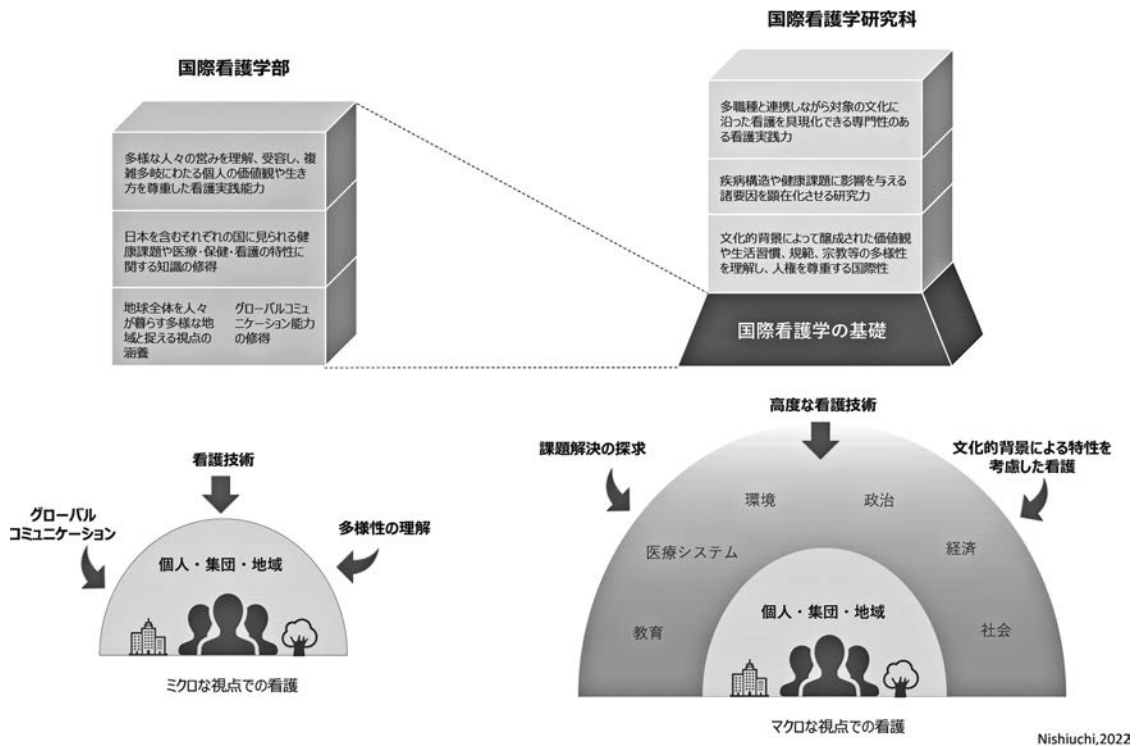


図2. 国際看護学の定義：個人・集団・地域がもつ異なる文化や多様性を理解・尊重し、それぞれがもつ文化に考慮した看護実践の学問

を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことを答申している。そして、教育の在り方としては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本としている。これを受けて、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」（平成23（2011）年3月）では、「大学院教育の基本的考え方を前提に、看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、そして学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。」とした。

2021年5月末での日本看護系大学協議会による国公立看護系大学等の状況報告では、日本の看護系大学290大学（国立・省庁44、公立50、私立196）中、大学院は197大学（67.9%）に設置されている。研究科名は医学系研究科看護学専攻・保健学専攻や、看護学研究科看護学専攻などであり、教育内容は看護学領域の学問体系を中心として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に沿った各看護学専門領域の科目群によって研究領域が構成されているが、必ずしもグローバル社会で活躍する人材の育成を目標としていない。

日本看護協会は急速に変化する社会情勢をうけて、地域における医療支援が今後ますます重要になっていくことから、在宅療養のニーズに応える人材確保と、多様化・複雑化する患者像に対応するための医療機関における外来や訪問看護の看護提供体制の充実と、母子に関する施策を調整する看護系技官の配置が急務であるとして、厚生労働省医政局に令和4（2022）年度予算・政策に関しての要望書を提出した（News Release、2021年4月1日、日本看護協会）。また、大阪府看護協会においても、急増する外国人患者やその家族に安全・安心な医療と看護を提供するために、2016年より日本国際看護師の養成を開始したが、まだ十分な人材の確保には至っていない。加えて、熊谷ら（2022）の国際看護学を担当する教員を対象とした調査結果より、海外での看護活動の経験や学位を取得した教員の多様な文化への理解度は、海外での活動経験がない教員よりも有意に高いものであったと報告されているが、海外での活動経験がある教員数が圧倒的に少ないのが現状である。

上記の看護系大学院の基本方針、看護系大学院の現状、看護協会の要望を踏まえて、急激に変容する超少子高齢問題を内包したグローバル社会への対応が望まれている。つまり多様な文化的背景をもつ個人・集団・地域の特性を理解し、それぞれが有する文化を尊

重し、そこに内在する健康課題を顕在化させる研究力と、健康に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉えることで人々の文化的ニーズに沿った看護実践を探索し、多職種との協働の中でリーダーシップをもって健康課題解決に取り組むことができる看護実践力を有する人材を育成することは必要不可欠なことである。

よって、グローバル社会で活躍する看護職の養成は、学部教育の国際看護の理解を基盤として、そこに内在する健康課題とその課題に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉えることによって課題解決の方法を探索する研究力、基本的人権意識、高潔な倫理観、使命感を持ち、高い志をもって包摂社会を希求し、多職種と協働しながら、多様な文化に沿った専門性の高い看護実践力を涵養することが求められる。そして、研究、教育、実践の場において文化的視座をもって看護の探求を継続し、研究成果に裏打ちされた看護実践を主体的に展開することで看護学の深奥を究め、広く国際社会や地域社会に貢献することが、これからの看護専門職業人としての役割であると考えられる。

IV 結語

日本における超少子高齢社会を受けて、経済成長と労働力確保として打ち出した観光立国のグローバル戦略により、外国人労働者の受け入れが急進し、今では多様な人々が暮らすグローバル社会が現実のものとなっている。しかし、その一方で、看護系大学における国際看護教育は、国際看護学としての講義が中心となり、実際に多様な文化を体験する国際看護学の演習や実習の展開は僅かである。よって、複雑多岐にわたる健康課題を内包する人々への課題解決を図るためには、学部教育に加えて、大学院教育における研究的視点を涵養し、社会全体を俯瞰的に捉えて包摂社会を希求し、人々の健康と安寧に寄与する高度な看護専門職者の人材育成が求められている。

利益相反

本研究における利益相反は存在しない。

引用文献

指宿昭一. (2020). 外国人労働者をめぐる政策課題. 日本

- 労働研究雑誌, 715, 42-48.
- 平野 (小原) 裕子. (2003). 在日外国人の身体的・精神的健康—保健学・看護学的視点から—. 福岡医学雑誌, 94(8), 241-249.
- 蛭田由美、久保宣子、山野内靖子. (2017). 看護基礎教育における国際看護学の教育プログラムの開発に関する研究—わが国の大学看護学科における国際看護学教育の実態—. 八戸学院大学紀要, 54, 39-54.
- 法務省在留外国人統計. (2021). <https://www.nisshinkyoo.org/news/pdf/L-2020-2.pdf> (2022,9,1)
- 法務省出入国在留管理庁. 令和3年末現在における在留外国人人数について. (2022). https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00001.html (2022.10.1)
- 木場しのぶ、鳶 典子、日下とよみ、三宅美恵子、橋本和子. (2014). グローバル化した看護専門職を目指すために必要な看護教育学の基盤—文献的検討—. 看護・保健科学研究誌, 15(1), 202-208.
- 小松 聖. (2022). 令和2年国税調査—人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況—. 統計 Today, 180, 1-9.
- 熊谷桂子、山本真理子、山本純子、横田知子、今村恭子、川上友美. (2022). 国際看護学概論を教授している教員の授業内容と異文化間看護能力. Journal of Otemae University Institute of Global Nursing (2436-5971), 3, 11-19.
- 日本政府観光局. (2022). 訪日外国人旅行者数の推移, <https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001478286.pdf> (2022,9,1)
- 文部科学省総合教育政策局国際教育課. (2021). 外国人児童生徒等教育の現状と課題. 令和3年5月. https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf (2022,9,1)
- 奥川ゆかり. (2021). 我が国の看護学部生への国際看護学の教育内容とその成果—文献レビュー—. 日本国際看護学会誌, 4(2), 1-11.
- 李 節子. (2004). 在日外国人の保健医療. 国際保健医療, 18(1), 7-12.
- 清水真由美. (2021). 外国人技能実習生の健康問題と対処行動に関わる質的事例研究. 日本健康医学誌, 30(3), 341-350.
- 辻村弘美. (2020). 外国人技能実習生の健康や生活上の問題と今後の課題における文献検討. Journal of Japanese Society for International Nursing, 3(1), 23-31.
- 辻村弘美、森淑江、長嶺めぐみ、大植崇、山田智絵里. (2022). 国際看護学に関する教科書の構成要素の分析. 日本国際看護学会誌, 5(2), 10-17.
- 山下正、敦夫博哉. (2012). 保健師による外国人への母子保健サービス提供の現状と課題—愛知県の市町村に勤務する保健師へのアンケート調査の分析から—. 国際保健医療, 27(4), 373-380.